

東広島市総合教育会議傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市総合教育会議運営要綱第7条の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、10人以内とする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴の受付は、会議開会予定時刻の30分前から10分前までの間、総務部総務課で行う。

2 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴申請書（別記様式第1号）を提出し、傍聴券（別記様式第2号）の交付を受けなければならない。

3 傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順により定員までの傍聴人を決定する。

4 前2項の規定にかかわらず、報道関係者は、所属報道機関名及び自己の氏名を受付に届け出ることにより、傍聴の申請を省略することができる。

(傍聴券)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）は、入室時及び傍聴中、傍聴券を携帯しなければならない。

2 傍聴券は、発行当日に限り有効とする。

3 傍聴券は、傍聴申請書に記載された本人に限り有効とし、他者への貸与及び譲渡はできないものとする。

4 傍聴人は、傍聴を終えた時は、傍聴券を総務部総務課に返却しなければならない。

(傍聴の禁止)

第6条 次の事項に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

(3) その他市長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(違反に対する措置等)

第8条 傍聴人は、前項の規定に違反して市長が退席を命じたとき、又は東広島市総合教育
会議設置運営要綱第6条第2項の規定により、非公開とすることを市長が宣言したときは、
直ちに退席しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

傍聴申請書

総合教育会議（平成 年 月 日）

氏 名	住 所	事務局 記入欄

別記様式第2号（第4条関係）

番号	
傍 聴 券	
総 合 教 育 会 議 (平成 年 月 日)	